

貸借対照表

(平成16年3月31日現在)

(千円未満切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(11,028,360) ^{千円}	(負債の部)	(6,591,036) ^{千円}
流動資産	4,375,185	流動負債	4,118,759
現金及び預金	480,726	支払手形	379,340
受取手形	73,487	買掛金	905,280
売掛金	1,201,536	短期借入金	1,220,000
価証	1,806	1年以内返済予定長期借入金	1,083,160
商製物品	1,316	未払金	12,907
原仕材品	1,142,234	未払費用	158,745
貯蔵品	422,691	未払法人税等	8,052
前払費用	897,822	未払消費税	21,791
その他	94,877	前受り金	5,990
貸倒引当金	9,631	預り金	36,838
	49,717	賞与引当金	48,611
	△ 663	設備関係支払手形	49,800
固定資産	6,643,107	設備関係未払金	38,444
有形固定資産	6,392,367	その他の	149,796
建物	1,874,559	固定負債	2,472,276
構築物	343,553	長期借入金	1,643,780
機械及び装置	2,925,089	繰延税金負債	18,428
車輛・運搬具	11,858	再評価に係る繰延税金負債	266,630
工具・器具及び備品	66,935	退職給付引当金	509,704
土地	1,160,043	役員退職慰労引当金	33,733
建設仮勘定	10,328		
無形固定資産	69,253	(資本の部)	(4,437,323)
ソフトウェア	295	資本	1,926,000
その他	68,958	資本剰余金	1,487,149
投資その他の資産	181,486	資本準備金	1,487,149
投資有価証券	70,655	利益剰余金	612,562
子会社株式	15,000	利益準備金	235,704
出資	659	任意積立金	1,615,815
従業員長期貸付金	9,605	配当準備積立金	150,000
長期前払費用	20,292	固定資産圧縮積立金	55,815
その他の	72,274	別途積立金	1,410,000
貸倒引当金	△ 7,000	当期未処理損失	1,238,956
繰延資産	10,067	土地再評価差額金	390,095
新株発行費	10,067	株式等評価差額金	26,962
		自己株式	△ 5,445
資産合計	11,028,360	負債及び資本合計	11,028,360

損 益 計 算 書

(平成15年4月1日から
平成16年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

科 目		金 額	
経常損益の部	営業損益の部	7,294,523 ^{千円}	
	営業収益	7,294,523	
	営業費用	7,378,190	
	売上原価	5,991,789	
	販売費及び一般管理費	1,386,400	
	営業損失	83,667	
	営業外収益	50,380	
	受取利息	2,166	
	有価証券利息	2,319	
	受取配当金	41,176	
営業外損益の部	雑収益	4,718	
	営業外費用	399,135	
	支払利息	75,565	
	社債利	4,193	
	生産休止損失	138,805	
	雑損失	180,571	
	経常損失	432,422	
	特別損益の部	特別利益	153,768
		投資有価証券売却益	103,616
		役員退職慰勞引当金取崩	39,338
前期損益修正		10,814	
特別損失		505,564	
固定資産処分損		9,222	
会員権評価損		4,000	
たな卸資産評価		492,342	
税引前当期純損失		784,218	
法人税、住民税及び事業税		8,052	
法人税等調整額	451,404		
当期純損失	1,243,674		
前期繰越利益	12,683		
中間配当額	7,965		
当期未処理損失	1,238,956		

重要な会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法
2. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法
時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 定額法 但し、平塚工場については建物（建物附属設備を除く）を除き定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～47年
機械及び装置	4～12年

（会計方針の変更）

変更の内容 日向工場は建物以外の有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用してまいりましたが、当期より同工場のすべての有形固定資産について定額法を採用することに変更いたしました。

変更の理由 同工場は設立当初、平塚工場と同様に積層セラミックコンデンサ用ベース材料に加え、将来の増設により高機能配合材料分野もカバーした誘電体のフルラインアップの工場として計画しておりましたが、近年のITバブルの崩壊と現状での需要回復の遅れに伴い、既存設備を最大限に活用したベース材料の供給拠点として再生を期すこととなりました。

今回の定額法への変更は、日向工場を品質特性の変化の激しい配合材分野への展開から、汎用性のあるベース材分野への集中へという戦略見直しを契機に、減価償却方法につき再検討を行った結果、投下資本の回収を平均化する定額法がより合理的であり、費用収益の対応をより適正ならしめるものとして行うものであります。

変更の影響 この変更に伴い、従来と同一の基準によった場合に比べ、減価償却費は96,137千円、営業損失は17,319千円、経常損失は82,639千円、税引前当期純損失は93,209千円それぞれ減少しております。
 - (2) 無形固定資産 定額法 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
5. 繰延資産の処理方法
 - (1) 新株発行費用 3年以内に均等額以上を償却する方法によっております。
 - (2) 社債発行差金 社債償還期間にわたり均等償却しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金 従業員および兼務役員の使用人分に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、簡便法に基づき、退職一時金部分については退職給付に係る期末自己都合要支給額、企業年金部分については直近の年金財政計算における公正な評価額を基礎として合理的に算定された金額を計上しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金 商法施行規則第43条に規定する引当金であり、役員の退職により支給する退職慰労金にあてるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
7. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理 但し、為替予約が付された外貨建金銭債権債務については振当処理を行っており、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引および金利スワップ取引
ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引および資金調達に伴う借入金利取引
- (3) ヘッジ方針 当社は、通常の営業取引の範囲内で、将来の為替レート変動リスク・金利上昇リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー総額の変動額の割合の相関関係を求めることにより、有効性の評価を行っております。
なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
9. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の会計処理 税抜方式
- (2) 商法施行規則の一部を改正する省令
当期から「商法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年9月22日法律省令第68号）による改正後の商法施行規則に基づき、貸借対照表、損益計算書、営業報告書および附属明細書を作成しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 子会社に対する短期金銭債権 17千円
2. 子会社に対する短期金銭債務 116,976千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 8,032,122千円
4. 貸借対照表に計上した固定資産の他、酸化チタン製造設備・電子材料製造設備・試験検査機器・コンピューター等の事務機器の一部をリース契約により使用しております。
5. 担保に供している資産
- | | |
|-----------|-------------|
| 建物 | 1,251,268千円 |
| 構築物 | 326,931千円 |
| 機械及び装置 | 2,513,843千円 |
| 工具・器具及び備品 | 30,832千円 |
| 土地 | 979,690千円 |
| 合 計 | 5,102,566千円 |
6. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
- 再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価または固定資産税評価額の倍率方式に基づき、合理的な調整を行って算出しております。
再評価を行った年月日 平成14年3月31日
当該事業用土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額（時価が帳簿価額を下回る金額） 545,491千円
7. 配当制限
土地の再評価に関する法律第7条の2第1項に規定する土地再評価差額金 390,095千円
商法施行規則第124条第3号に規定する純資産の増加額 26,962千円

(損益計算書関係)

1. 子会社への売上高 10千円
2. 子会社からの仕入高 178,146千円
3. 子会社からの役務対価 334,991千円
4. 子会社との営業取引以外の取引高 1,320千円
5. 1株当たりの当期純損失 74円95銭